

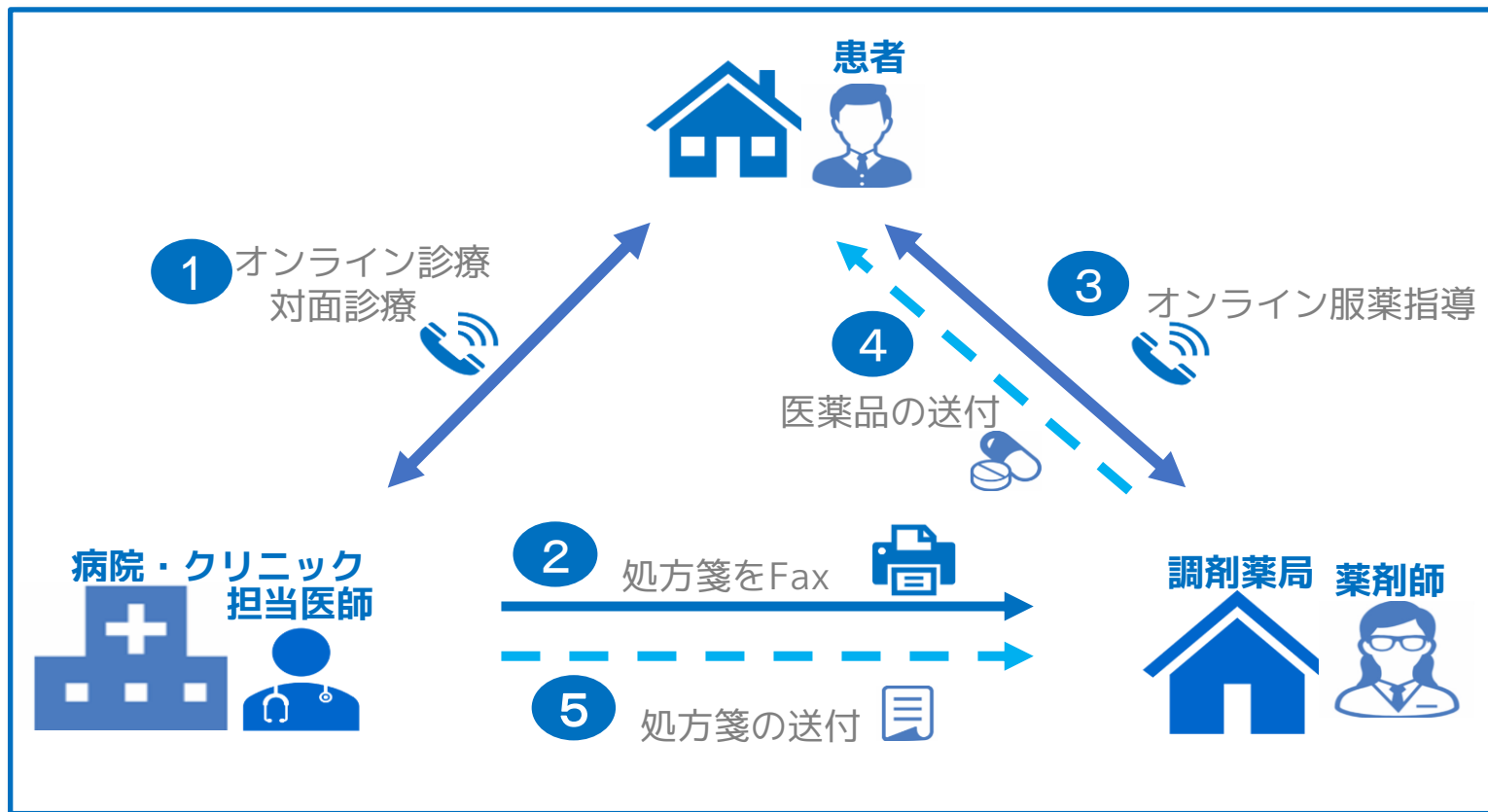
# オンライン服薬指導の流れ チェックリストの使い方

0410事務連絡



# オンライン服薬指導の流れ

0410事務連絡



- ① 医療機関において、オンライン診療・対面診療を実施
- ② 医療機関より、患者の指定する薬局へ処方箋をFax
- ③ オンライン服薬指導
- ④ 医薬品の送付
- ⑤ 医療機関より、処方箋原本の送付

# チェックリスト 一覧

0410事務連絡

1. 患者＜処方受付＞チェックリスト
2. ＜薬局準備＞チェックリスト
3. ＜新型コロナ患者＞リスト

# 患者＜処方受付＞チェックリスト

0410事務連絡

いつ	内容	チェック項目	
応需	オンライン診療確認	備考欄に「0410対応」という文字	<input type="checkbox"/>
応需	身分確認	受給資格・氏名等身分を確認※1	<input type="checkbox"/>
監査	処方薬確認	初診：麻薬・向精神病薬等は不可※2 患者の基礎疾患の情報なし ・処方の上限が7日間まで ・麻薬・向精神病薬、ハイリスク加算薬不可	<input type="checkbox"/>
監査	患者情報確認	服薬状況等 6項目※3を確認	<input type="checkbox"/>
説明	説明事項・記録	説明・記録： 配送、服薬状況、情報提供※4	<input type="checkbox"/>
交付	到着確認	医薬品の到着確認※4	<input type="checkbox"/>
説明 交付 服用期間中	服用継続支援	初処方薬ありの対応※5	<input type="checkbox"/>
調剤後	処方箋の保管	処方箋Fax & 原本を保管	<input type="checkbox"/>

# < 薬局準備 > チェックリスト

0410事務連絡

内容	チェック項目	
①,連絡手段の準備	電話・情報通信機器等の整備	<input type="checkbox"/>
②,処方箋受付／原本受け取り方法	受付方法：Fax、メール、アプリ等	<input type="checkbox"/>
③,配送方法	品質保持、確実な譲渡方法※4	<input type="checkbox"/>
④,支払い方法	代引き・カード決済等	<input type="checkbox"/>
⑤,患者・医療機関への周知※6	①～④を薬局内へ掲示、HPへ掲載など	<input type="checkbox"/>
⑥,なりすましの防止	受給資格の確認 薬剤師の身分証明の作成 ※1	<input type="checkbox"/>
⑦,都道府県への報告	別添2に基づく	<input type="checkbox"/>
⑧,薬局職員が上記項目を理解		<input type="checkbox"/>

# <新型コロナ患者>チェックリスト

0410事務連絡

いつ	内容	チェック項目	
応需	療養者確認	備考欄に「CoV自宅」または「Cov宿泊」が記載	<input type="checkbox"/>

上記を確認したうえで、オンライン服薬指導を実施して差し支えない  
(患者<処方受付>チェックリスト 参照)

# オンライン診療における服薬指導の注意（参考資料） 0410事務連絡

## ※1：身分の証明

- ・ 視覚の情報を含む場合、患者の受給資格を確認し、医療従事者の身分証明書を提示するなど、互いに本人確認を行うこと
- ・ 電話等の場合、被保険者証の写しのFaxや電子データを医療機関へ送付等を行い受給資格を確認する
- ・ 電話等での聞き取りに関して上の項目が難しい場合、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えない。
- ・ 虚偽の申告による処方への疑いがあったときは所在地の都道府県へ報告する

## ※2：初診の場合の医薬品の処方制限

- ・ 麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないこと。
- ・ 診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク又は健康診断の結果等（以下「診療録等」という。）により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。
- ・ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならない。

## ※3：患者、服薬状況等に関する情報について

患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、当該電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行って差し支えない

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

ただし、注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、①～⑥の情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解に応じ、薬剤師が電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合に限り実施。

## ※4：医薬品の配送等

- ・ 患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持（温度管理を含む。）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡すこと。
- ・ 薬局は、薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること
- ・ 品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、工夫して対応すること。
- ・ 患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない



## ※5：初めて調剤した薬剤

初めて調剤した薬剤については、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避し 薬剤の適正使用  
を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、

ア 必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にFax等により送付してから服薬指導等を実施

イ 必要に応じ、薬剤の交付時に（薬剤が患者の手元に到着後、速やかに）、

再度服薬指導等を行う

ウ 薬剤交付後の服用期間中に、電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する

エ 上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする

等の対応を行うこと。

当該患者に初めて調剤した薬剤でない場合であっても、必要に応じて実施

## ※6：薬局から患者・医療機関等への周知

薬局は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合の以下の点に  
ついて、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に  
周知すること。

ア 服薬指導等で使用する機器（電話、情報通信機器等）

イ 処方箋の受付方法（ファクシミリ、メール、アプリケーション等）

ウ 薬剤の配送方法

エ 支払方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）

オ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器（電話、情報通信機器等）

## ※7：都道府県への報告

別添2 資料リンク（最終頁） <https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

# 参考リンク集

## 厚生労働省

- ・ オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei\\_513005\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_513005_00001.html)
- ・ 第9回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
(4月2日) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10663.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10663.html)
  - ・ スライド : <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000618420.pdf>
- ・ 第8回 : オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
(3月11日) <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000606864.pdf>

## 事務連絡

- ・ 2月28日事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000602230.pdf>
- ・ 3月19日事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000611278.pdf>
- ・ 4月10日事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>